

令和2年4月1日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人秀生会

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年4月1日 から 2025年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 (職業生活に関する機会の提供に関する目標)

- ・管理職に占める女性割合を2025年3月末までに50%以上とする。

〈実施時期〉

2020年10月～ 管理職(課長級以上)を対象に、人事評価基準に対する認識を揃えるため、ダイバーシティマネジメントや公正な人事評価に関する研修を企画する。

2020年11月～ 係長以上の全職員に対して実施する研修において、キャリアアップへの意識啓発を目的としてプログラムを企画する。

2021年5月～ ①②で企画した研修を実施する。

目標2 (職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

- ・計画期間において有給取得率を平成31年度より5%向上させる。

(労働基準法による年次有給休暇5日取得を満たした上で、プラス1日以上)

(実施時期・取組内容)

2020年7月～ 各拠点部署における有給取得率を収集、分析する。

2020年8月～ 管理職(課長級以上)会議において収集、分析した情報を共有し改善に向けた対策を協議する。

2020年9月～ 全職員向けに効果的な有給取得についての情報発信を実施する

2021年7月～ 各拠点部署における有給取得率を収集、分析し、改善状況を確認し必要な施策を検討、実施していく。